

監査の結果（平成 27 年 12 月 3 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 25 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 25 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	平成 27 年 8 月 5 日	平成 27 年 7 月 16 日	実地	3
2	危機管理監	平成 27 年 7 月 22 日	平成 27 年 7 月 7 日	実地	5
3	総務局	平成 27 年 8 月 7 日	平成 27 年 7 月 24 日	実地	6
4	県立文書館	平成 27 年 8 月 7 日	平成 27 年 7 月 24 日	実地	8
5	県立総合技術研究所	平成 27 年 8 月 7 日	平成 27 年 7 月 24 日	実地	9
6	地域政策局	平成 27 年 7 月 27 日	平成 27 年 7 月 3 日	実地	10
7	環境県民局	平成 27 年 7 月 22 日	平成 27 年 7 月 7 日	実地	11

8	健康福祉局	平成 27 年 7 月 29 日	平成 27 年 7 月 15 日	実地	13
9	商工労働局	平成 27 年 7 月 24 日	平成 27 年 7 月 10 日	実地	15
10	農林水産局	平成 27 年 8 月 6 日	平成 27 年 7 月 23 日	実地	16
11	土木建築局	平成 27 年 8 月 4 日	平成 27 年 7 月 22 日	実地	18
12	企業局	平成 27 年 7 月 16 日	平成 27 年 7 月 2 日	実地	21
13	病院事業局	平成 27 年 7 月 16 日	平成 27 年 7 月 2 日	実地	22
14	議会事務局	平成 27 年 7 月 30 日	平成 27 年 7 月 13 日	実地	23
15	教育委員会事務局	平成 27 年 7 月 17 日	平成 27 年 7 月 1 日	実地	24
16	県立埋蔵文化財センター	平成 27 年 7 月 17 日	平成 27 年 7 月 1 日	実地	26
17	警察本部	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 7 月 8 日	実地	27
18	警察学校	平成 27 年 7 月 21 日	平成 27 年 7 月 8 日	実地	28
19	選挙管理委員会事務局	平成 27 年 7 月 27 日	平成 27 年 7 月 3 日	実地	29
20	監査委員事務局	平成 27 年 7 月 31 日	平成 27 年 7 月 14 日	実地	30
21	人事委員会事務局	平成 27 年 12 月 3 日	平成 27 年 7 月 14 日	書面	31
22	労働委員会事務局	平成 27 年 12 月 3 日	平成 27 年 7 月 14 日	書面	32
23	広島海区漁業調整委員会事務局	平成 27 年 8 月 6 日	平成 27 年 7 月 23 日	実地	33
24	広島県内水面漁場管理委員会事務局	平成 27 年 8 月 6 日	平成 27 年 7 月 23 日	実地	34
25	収用委員会	平成 27 年 8 月 4 日	平成 27 年 7 月 22 日	実地	35

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された中原委員及び児玉委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務
- イ 組織体制 3課
- | | |
|----|-------------------|
| 課名 | 会計総務課，審査指導課，総務事務課 |
|----|-------------------|
- ウ 職員数（平成27年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 57人
- エ 主な施策（平成26年度）
手数料徴収方法の見直し
会計事務の品質向上
事務事業の改善

(2) 監査の結果

【指摘事項】

扶養手当の認定に係る事後の確認（現況確認）について

扶養手当を受けている職員については、毎年6月に、事後の確認（現況確認）として、扶養親族等の所得の状況を確認しなければならないが、その確認を行っていないものや、証明書類が未提出であるにもかかわらず確認済みとして処理していたものがあった。適正な事務処理に努められたい。（総務事務課）

対象	扶養親族の所得現況調（平成26年度）
根拠	職員の給与の支給に関する規則第16条第5項 扶養手当認定要領第7 広島県決裁規程第8条第8項

【改善を求める事項】

事後の確認（現況確認）に係る事務処理の適正化について

諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）については、平成25年度の監査時に、事務処理の適正化、チェック体制の整備等について指摘、意見を行い、その措置状況として、「適正な事務処理を行うため、ミーティング等の機会を活用し、現況確認の意義・重要性や事務処理手順について再確認している。」との報告を受けていた。

しかし、実際には、一部において、扶養親族等の所得の状況の確認を行っていないものや証明書類が未提出であるにもかかわらず確認済みとして処理をしていたものがあるなど、措置状

況が適正に実施されていたとは認め難く、依然として、事後の確認（現況確認）の重要性について認識が欠如しており、誠に遺憾である。また、このような指摘が繰り返される要因は、組織全体で問題解決に当たるのではなく、担当者任せにしていた面も大きいと考えられ、管理職は、この点の改善に向けて早急に取り組む必要がある。

今後の事務処理に当たっては、諸手当の認定に係る事後の確認（現況確認）は、現に手当の支給を受けている職員が支給対象要件を具備しているかどうかを確認する重要な行為であることを再認識した上、このような事態に至った原因分析を行うとともに、事務処理方法を検証・改善し、組織的なチェック体制が機能するよう全体の管理を徹底する必要がある。（総務事務課）

【検討要請事項】

ア 契約事務の適正化について

公募型プロポーザル方式による契約については、監査委員意見などを受けて、平成 25 年 3 月に事務処理要領が制定され、同年 5 月 1 日以降に公告を行うものから適用されているが、この方法により締結された契約の中には、応募者が一者だけのものが数多く見受けられ、競争性の確保が十分とは言えない状況にある。

このため、事務処理の公平性、透明性はもとより、公募型プロポーザル方式の特徴である提案内容（業務実施方法）と価格の両面での競争性をより一層高める運用に努めるとともに、仮に、応募者が一者のみであっても、提案内容がより充実したものとなるよう適宜、事務処理要領の見直しを行うなど、委託役務業務の品質向上を図っていただきたい。（総務事務課）

イ 建設事業負担金の納入遅延について

平成 26 年度に港湾事業等に係る建設事業負担金の一部が納入遅延により出納閉鎖後の平成 27 年 6 月に納入された事案において、納期限の変更や納入状況の確認、督促手続等の不適切な会計事務が見受けられた。

については、会計事務を所管する会計管理部として、全庁的な再発防止に向けた組織的な取組の徹底を図っていただきたい。（会計総務課、審査指導課）

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 2課

課名	危機管理課, 消防保安課
----	--------------

ウ 職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 46 人

エ 主な施策 (平成 26 年度)

地域の災害対処能力の向上
県・市町の災害対処能力の向上
保安体制の充実

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算，税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 12 課 1 チーム

課 名	総務課，秘書課，人事課，業務プロセス改革課，福利課， 財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム， 地方分権推進課，広報課，統計課，研究開発課
-----	---

- ウ 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 277 人

- エ 主な施策（平成 26 年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
広島型分権改革の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

郵便切手類等の保管について

パスピー及び ETC カードについて，施錠できる場所へ保管する等，亡失又はき損を防止するための特段の措置が講じられていなかった。適正な管理に努められたい。（人事課）

根 拠	広島県物品管理規則第 15 条
-----	-----------------

【検討要請事項】

ア 試験研究機関における不用な機器の処分について

試験研究機関の監査において，老朽化や故障等の理由で現在使用されていない研究機器が多数見受けられ，労働安全面や試験研究スペースの有効活用の点からも問題があると考えられる。このため，未利用機器の全庁的な利活用をさらに推進するとともに不要な機器については，売り払いや廃棄処分等の対策を講じていただきたい。（研究開発課）

イ 指定管理者が実施する公の施設の大規模修繕（改修）について

公の施設の大規模修繕（改修）について，指定管理者が実施する例が見受けられる。

公の施設の大規模修繕（改修）は，県有施設であることから，利用者の安全確保など緊急的に実施する場合を除き，第一義的には県が直接実施すべきものである。

公の施設を長期的に管理・運営するためには，県が責任を持って，公の施設の大規模修繕（改修）を計画的に行うことが不可欠であることから，今後の対応方針を明確にし，そ

の周知徹底を図っていただきたい。(業務プロセス改革課)

4 県立文書館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（平成27年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 6人

非常勤職員数 7人

エ 主な事業実績（平成26年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成27年4月1日現在）
行政文書約57,000冊，行政資料約102,000冊，古文書約263,000点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約40,000冊，図書約22,000冊

- 利用状況 (単位：人)

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等	展示閲覧	見学
5,248	1,243	435	2,147	1,362	61

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 10 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

イ 組織体制 6課1チーム

課名	地域政策総務課，地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
----	---

ウ 職員数（平成27年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 96人

エ 主な施策（平成26年度）

鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

地域振興施策の企画調整，中山間地域振興施策の推進，交流・定住促進対策，国土調査

市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 環境県民局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県民生活に関する事務
 県民文化に関する事務
 生活環境及び自然環境の保全に関する事務

- イ 組織体制 11 課

課 名
環境県民総務課, 文化芸術課, 消費生活課, 人権男女共同参画課, 県民活動課, 学事課, 環境政策課, 環境保全課, 自然環境課, 循環型社会課, 産業廃棄物対策課

- ウ 職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 162 人

- エ 主な施策 (平成 26 年度)

文化・芸術の振興
 消費者被害の防止と救済
 人として互いに尊重する社会づくり
 男女共同参画社会づくり
 青少年の健全育成と若者の自立支援
 私学教育の振興
 高等教育機能の向上
 地球温暖化の防止
 地域環境の保全
 自然環境の保全と活用
 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい (文化芸術課)。

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料 (年額)
土地 (広島県民文化センター)	電柱 (1 本)	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 20 日	1,500 円
	電力ケーブル	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 20 日	1,500 円
建物 (広島県民文化センター)	自動販売機	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 20 日	6,500 円
	携帯電話用基地局設備	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 20 日	7,500 円
建物 (広島県民文化センターふくやま)	携帯電話用基地局設備	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 20 日	4,500 円
	自動販売機	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 20 日	27,810 円
	伝送用マイクロ送信機	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 20 日	13,610 円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			

イ 借受物品の管理について

次の借受物品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

借受物品	電送装置 1台	学事課
	システム（計測電気機器） 1台	環境保全課
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条	

【改善を求める事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収については、平成 24 年度及び平成 26 年度の監査においても指摘し、特に平成 26 年度には「改善を求める事項」として、事務処理方法の再点検など適正な事務処理の徹底を求めたところである。

これに対し、今回の監査調書には、その取組状況として「再発防止のため、所属全体に今回の指摘事項を周知し、事務引き継ぎや所属としての進行管理を徹底することとした。」と記載されているにもかかわらず、上記指摘のとおり条例に定められた期限までに、収入手続が完了していなかったことは誠に遺憾である。

このような不適正な事務処理が毎年のように繰り返し発生していることについて厳粛に受け止め、発生原因の分析を行うとともに、再発防止に向け、組織的な取組を徹底する必要がある。
(文化芸術課)

8 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 17 課

課名	健康福祉総務課，子育て・少子化対策課，働く女性応援課，こども家庭課，医務課，がん対策課，被爆者支援課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，医療介護計画課，医療介護人材課，地域包括ケア・高齢者支援課，医療介護保険課，地域福祉課，社会援護課，障害者支援課
----	---

- ウ 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 280 人

- エ 主な施策（平成 26 年度）

子育てサポートステーション運営事業
結婚・妊娠・出産支援による少子化対策事業
保育コンシェルジュ配置事業
児童虐待防止対策事業
基幹病院機能連携強化事業
「がん対策日本一」推進事業
高精度放射線治療センター（仮称）等整備事業
認知症疾患医療・介護連携強化事業
医療連携情報ネットワーク整備事業
広島県地域包括ケア推進センター運営事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 財産の管理について

次の財産について，面積が変更になっているにもかかわらず，財産台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（健康福祉総務課）

財産名称	元府中警察署鶴飼町県警宿舍 3，4 号
根 拠	広島県公有財産管理規則第 54 条第 2 項

イ 借受物品の管理について

次の借受物品について，備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（薬務課）

借受物品	医薬品・医療機器申請・審査システム一式
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

【検討要請事項】

こども家庭センターの一時保護所における学習環境の整備について

平成 27 年 6 月 3 日に実施した西部こども家庭センターの監査において、こども家庭センターの一時保護所に 2～3 か月程度入所しており、学校へ通学できないことから学校教育を受けられない子供がいるという実態があった。

これらの子供たちに対して、一時保護課の職員等が学習指導を行っており、教育の機会が十分に確保されていない状況があるため、教員の退職者等を活用するなど、入所者の学習能力の向上が図れるような学習環境の整備について検討していただきたい。(こども家庭課)

9 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 9課3チーム

課名	商工労働総務課（東部産業支援担当）、雇用労働政策課、職業能力開発課、イノベーション推進チーム、産業人材課、医工連携推進プロジェクト・チーム、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、ひろしまブランド推進課、観光課、海の道プロジェクト・チーム
----	---

- ウ 職員数（平成27年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 197人

- エ 主な施策（平成26年度）
- 多様な創業・事業化を支援する体制の整備
 - 創業・事業化を促進する金融、経営、技術開発等による支援
 - 産学の新たなパートナーシップ形成
 - 次代を支える医療関連・環境浄化産業クラスターの形成
 - ものづくり産業の高度化
 - 海外での事業活動の活発化支援
 - 新たな価値を創造する人材・海外市場の開拓に必要な人材の集積
 - 大学生等の県内企業への就職定着、U・Iターン就職の促進
 - 若年者・高齢者・障害者に対する就業支援
 - 「観光立県ひろしま」の実現に向けた戦略推進
 - 「瀬戸内 海の道構想」の推進
 - 地域のイメージアップと有益な地域資産の価値向上
 - 活力を生み出す中山間地域の未来創造
 - 県内経済の基盤を支える取組支援
 - 緊急雇用対策

(2) 監査の結果

【指摘事項】

産業廃棄物処理業務における事務処理について

産業廃棄物処理業務の委託契約は、書面で締結しなければならないが、法令に定める契約書を作成していなかった。（イノベーション推進チーム）

業務名	広島計量検査場の廃棄物（業務用エアコン）処理業務（平成26年度）
根拠	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号

10 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課

課 名	農林水産総務課, 団体検査課, 就農支援課, 農業経営発展課, 販売・連携推進課, 農業技術課, 畜産課, 水産課, 林業課, 森林保全課, 農林整備管理課, 農業基盤課
-----	---

ウ 職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 258 人

エ 主な施策 (平成 26 年度)

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(畜産課)

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料 (年額)
旧福山家畜保健衛生所庁舎 (土地)	電柱 (1 本)	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 7 月 21 日 (職員調査日現在未納)	1,500 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			

【改善を求める事項】

ア 特別会計に係る財務書類の作成・公表について

平成 26 年度に、一般財団法人広島県農林振興センターから県営林事業費特別会計に移管した分取造林事業については、「第 1 期広島県県営林中期管理経営計画」などを策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、この計画においては、損益計算書ベースの収支計画は作成されているが、貸借対照表や資金収支計画が作成されていないため、資産や負債の状況等が把握できない。

平成 27 年 6 月に公表された平成 26 年度の事業実施状況においても、収支計画及び実績のほか、負債状況及び一般会計からの繰入額が記載されているものの十分とは言えず、適正な貸借対照表や資金収支計画を作成・公表し、更なる財務情報の開示に取り組んでいただきたい。(農林水産総務課, 森林保全課)

イ 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。（水産課）

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 26 年度決算額]	参考 前回監査時 [平成 25 年度決算額]
沿岸漁業改善資金貸付金 元利収入	1 人 4,040,000 円	2 人 3,550,000 円

11 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17 課 1 担当

課 名	土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，土砂法指定推進担当，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，下水道公園課，建築課，住宅課，営繕課
-----	--

- ウ 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 387 人

- エ 主な施策（平成 26 年度）
広域的な交流・連携基盤の強化
集客・交流機能の強化とブランド力向上
環境保全と循環型社会の構築
防災・減災対策の充実・強化
自立した生活ができる環境の整備
総合的な交通安全対策の推進
持続可能なまちづくり
インフラ老朽化対策の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 借受物品の管理について

次の借受物品について，備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（土木建築総務課）

借受物品	乾式複写機 1 台
根 拠	広島県物品管理規則第 41 条

イ 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において，収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

使用許可 財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された 納付期限	使用料 (年額)
土地（広島へ リポート）	格納庫及び事務所棟用地	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 25 日	18,189,360 円
	門扉，電柱の設置，上下水道管の埋設	平成 27 年 4 月 30 日	平成 27 年 5 月 22 日	28,310 円

土地(広島へりポート)	格納庫及び事務所棟用地	平成27年4月30日	平成27年5月7日	1,898,640円
	電線、電柱の設置、上下水道管の埋設	平成27年4月30日	平成27年5月7日	15,810円
	格納庫及び事務所棟用地	平成27年4月30日	平成27年6月8日	6,123,600円
	電線、電柱の設置、上下水道管の埋設	平成27年4月30日	平成27年6月8日	7,400円
	旧観光物産館用地	平成27年4月30日	平成27年6月8日	3,447,780円
	航空燃料貯蔵施設敷地	平成27年4月30日	平成27年6月8日	1,959,360円
	バス停、標識設置用地	平成27年4月30日	平成27年6月8日	870円
	ガス供給整圧器等用地	平成27年4月30日	平成27年6月8日	56,180円
	建設工事に伴う工事ヤード	平成27年3月31日	平成27年5月27日	53,400円
	仮設物設置ヤード	平成27年3月31日	平成27年5月27日	14,950円
	格納庫解体作業敷地	平成27年3月31日	平成27年6月8日	603,420円
土地(広島空港県営第一駐車場)	温泉スタンド案内看板の設置	平成27年4月30日	平成27年5月25日	990円
	自動販売機	平成27年4月30日	平成27年6月3日	480円
土地(広島空港県営第二駐車場)	温泉スタンド案内看板の設置	平成27年4月30日	平成27年5月25日	990円
	自動販売機	平成27年4月30日	平成27年6月3日	240円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

ウ 普通財産貸付料の徴収について

普通財産貸付料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

貸付財産	貸付内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	貸付料(年額)
土地(広島空港滑走路拡張用地)	レンタカー用駐車場等敷地	平成27年4月30日	平成27年5月7日	1,911,845円
土地(広島空港機内食工場用地)	機内食供給施設敷地	平成27年4月30日	平成27年6月5日	1,282,551円
	麻薬探知犬舎等敷地	平成27年4月30日	平成27年5月26日	831,021円
土地(広島空港機能拡張用地)	資材置場	平成27年4月30日	平成27年6月3日	93,575円
土地(広島空港都市施設用地)	変電所	平成27年4月30日	平成27年5月25日	478,337円
	ガス供給基地用地	平成27年4月30日	平成27年5月8日	484,746円
	ガソリンスタンド用地	平成27年4月30日	平成27年5月7日	589,232円

土地(広島西 飛行場)	工所用資材置場等	平成27年4月30日	平成27年5月25日	118,015円
	工所用資材置場等	平成27年4月30日	平成27年5月27日	476,501円
	工所用資材置場等	平成27年4月30日	平成27年5月29日	706,811円
	工所用資材置場等	平成27年4月30日	平成27年6月3日	116,134円
	工所用資材置場等	平成27年4月30日	平成27年5月29日	141,185円
	工所用資材置場等	平成27年4月30日	平成27年6月3日	351,977円
根 拠	不動産貸付要領第5			

【改善を求める事項】

特別会計に係る財務書類の作成・公表について

昨年度の本庁監査意見で、公営企業に係る特別会計について、財務書類の作成・公表を求めたところである。

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、地方公営企業法を適用することとしていないが、同法の適用対象となる公営企業と同様の新たな会計基準により試算を行い、平成25年12月に平成24年度決算に係る貸借対照表が、また平成27年2月には、平成25年度決算に係る貸借対照表が作成・公表されたところである。

作成に当たっては、事業の経営状況を的確に反映したものとなるよう努めるとともに、今後は、より一層の説明責任を果たしていく上からも、港湾機能施設整備事業も含めた、会計全体の財務書類を作成・公表し、経営状況の透明化を図っていただきたい。

また、平成27年1月に、総務省は各地方公共団体に対し、公営企業会計の適用の推進について要請を行い、平成27年度から平成31年度までを「集中取組期間」とするとともに、下水道事業及び簡易水道事業は特に適用の必要性が高い事業であることから重点事業として位置付けている。

このため、流域下水道事業費特別会計に係る財務書類を作成・公表するとともに、同会計への公営企業会計の適用について、検討を進めていただきたい。(土木建築総務課、港湾振興課、下水道公園課)

【検討要請事項】

建設事業負担金の納入遅延について

平成26年度の港湾事業等に係る建設事業負担金の一部が納入遅延により出納閉鎖後の平成27年6月に納入された事案において、納期限の変更や納入状況の確認、督促手続き等の不適切な会計事務が見受けられた。については、再発防止に向けて、今回の発生原因の究明・分析を行い本庁のチェック機能の強化を含めた組織的な取組の徹底を図っていただきたい。(土木建築総務課、港湾振興課)

12 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務

- イ 組織体制 3 課

課 名	企業総務課, 土地整備課, 水道課
-----	-------------------

- ウ 職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

公営企業 管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 51 人

- エ 主な施策 (平成 26 年度)

県営水道送水ルート強化整備事業(平成 26 年度)

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

企業債の償還財源の確保について

土地造成事業は、負債合計が資産合計を上回る債務超過の状態であり、また、平成 26 年度末の企業債残高は 317 億円余となっており、土地分譲収入で企業債を全額償還するのが困難な状況となっている。

このため、企業債の償還財源の確保を図るために、一般会計の負担を含めた対応策について早期に検討を行うとともに、土地の分譲促進や未着手用地等の活用、長期未収債権の回収に努めていただきたい。(企業総務課, 土地整備課)

13 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 14 人
- エ 主な施策（平成 26 年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 65 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4 課

課 名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
-----	----------------------

(ウ) 職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 40 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

常時の資金前渡の事務処理について

常時の資金前渡により現金を管理しているが、次のとおり事務処理を誤っているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。(秘書課)

ア 平成 27 年度の資金前渡の交付を受けていたが、現金出納簿を作成していなかった。

根拠規定	広島県会計規則第 84 条
------	---------------

イ 平成 27 年 6 月分の資金前渡の精算において、1 件 8,000 円の支払いが計上されていなかった。

根拠規定	広島県会計規則第 33 条
------	---------------

15 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
 県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
 生涯学習，社会教育及びスポーツの振興に関する事務
 文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部 14課

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
教育部	学校経営支援課，学びの変革推進課，県立学校改革担当，義務教育指導課，高校教育指導課，豊かな心育成課，特別支援教育課，生涯学習課，スポーツ振興課

(ウ) 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 340 人

非常勤職員数 30 人

ウ 主な施策（平成 26 年度）

「知・徳・体」の「基礎・基本」の定着
 社会が求めるグローバル人材の育成
 安心して学べる教育環境の確保
 信頼される学校づくり
 県民総参加の教育の推進

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納繰越分） [平成 26 年度決算額]	参 考 [平成 25 年度決算額]
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付金に係る貸出金償還 金（高校教育指導課）	5 人 320,285 円	4 人 296,285 円
地域改善対策高等学校等進学奨学金 貸付金に係る貸出金償還金 （高校教育指導課）	221 人 80,265,100 円	235 人 75,681,057 円

高等学校等奨学金貸付金に係る戻入金及び返還金（高校教育指導課）	7人 1,142,500円	7人 1,073,500円
---------------------------------	---------------	---------------

イ 嘱託医等の報酬等支払基準の明確化について

今年度非常勤職員の報酬を調査したところ、学校医等の報酬について、執務が報酬支給の対象になるかどうかの判断が学校によって異なる状況があった。また、執務記録簿の内容が不十分なため、費用弁償の支給の必要性が把握できず、誤支給が生じていた。報酬や費用弁償の支給について誤解を生じる可能性があることから、事務処理要綱を整理する等支給に係るルールを明確にする必要がある。（学校経営支援課，豊かな心育成課）

16 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数（平成27年4月1日現在）

常勤職員数 5人（専任職員なし，兼務職員5人）

エ 主な事業実績（平成26年度）

- ・ 出土遺物の保存処理 202点，出土遺物等の貸出 400点
- ・ 市町職員の発掘調査技術研修3課程
- ・ 出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存
- ・ 農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査
- ・ 県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部33課1室6隊1所

部名	課名等
総務部	総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課
警務部	警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課
生活安全部	生活安全総務課, 安全安心推進課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課
地域部	地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所
交通部	交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊
警備部	公安課, 警備課, 外事課, 機動隊

ウ 職員数 (平成27年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 1,691人

エ 主な施策 (平成26年)

「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プランの推進
 悪質重要犯罪の徹底検挙
 暴力団等の組織犯罪対策・犯罪インフラ対策の推進
 交通事故抑止総合対策の推進
 少年非行防止総合対策の推進
 災害、テロ等緊急事態対策の推進
 県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納繰越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。(交通指導課)

区分	長期未納（滞納繰越分） [平成26年度決算額]	参考 [平成25年度決算額]
放置違反金	2,898人 37,587,132円	2,600人 35,826,918円

18 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（平成27年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 206人
- オ 主な事業実績（平成26年度）

・教養実施状況

区 分			教養期間			入校状況	
			学校教養	職場実習	実戦実習	回数	人員
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	136
		その他	10か月	4か月	—	2	69
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	123
		その他	3か月	—	4か月	2	59
	一般職員初任科		4週間			1	15
小 計			—			9	402
任用時教養	巡査部長任用科		12日間			1	17
	警部補任用科		12日間			2	24
	部門別任用科		12～28日間			5	130
各種専科			4～18日間			42	669
小 計			—			50	840
合 計			—			59	1,242

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数（平成27年4月1日現在）

常勤職員数 4人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等，例月出納検査，住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（平成27年4月1日現在）

常勤職員数 17人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 監査委員事務局，人事委員会事務局及び労働委員会事務局の総務事務
人事行政に関する調査に関する事務
給与，勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課，公務員課
----	------------

(ウ) 職員数（平成27年4月1日現在）

常勤職員数 19人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん，調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 12 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 監査対象機関：広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数（平成 27 年 4 月 1 日現在）

常勤職員数 4 人（専任職員なし，併任職員数 4 人）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 監査対象機関：収用委員会

(1) 機関の概要

ア 委員 委員 7 人，予備委員 2 人

イ 事務組織の概要

(ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務

(イ) 組織体制 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。